

議案第 58 号

沼田市手数料条例の一部を改正する条例について

沼田市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 8 月 25 日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市手数料条例の一部を改正する条例

沼田市手数料条例（平成１２年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

別表第２中

「					」	
		多機能端末機を用いる事項		手数料の金額	を	
「		多機能端末機を用いる事項		手数料の金額	に	
		所得証明書、課税証明書及び非課税証明書の交付	１通につき	２５０円	」	

改める。

附 則

この条例は、令和８年１２月１日から施行する。